

# これまで、ありがとうございました！

## 他の市区町村に引越される方へ

# 転出

## 転出届

1F  
市民課へ



住み始めてから14日以内に「転出証明書（またはマイナンバーカード、住民基本台帳カード）を持参して、新しい住所地の市区町村で転入届をしてください。

### 【届出に必要なもの】

- ・国外に転出される方は「マイナンバーカード」

市役所で手続きの際は、本人確認をいたします。  
下記の本人確認書類の提示をお願いいたします。

<1点で本人確認できるもの>

- ・マイナンバーカード ・運転免許証
  - ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など
- <本人確認に2点必要なもの>
- ・健康保険証 ・年金手帳 ・介護保険証

代理人の方が手続きするときは、**委任状**が必要です。（委任者が自筆押印したもの）

- ①代理人として来られた方の本人確認をします。
- ②手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等による確認があります。

下記・裏面に当てはまる方は関連するお手続きがあります。ご確認ください。  
（必要な書類がそろわない時は、後日あらためてご来庁いただく場合があります）

下記に当てはまる方		手続き内容	担当窓口	該当
年金	海外へ出国する方	国民年金の喪失、または任意加入	市民課窓口係 (年金担当)	
国保	世帯に国民健康保険に加入されている方がいる場合	国民健康保険証の有効期限修正 ※国保税の変更がある場合には資格の手続きと併せ保険税係窓口への案内、または後日国保税の変更内容について通知が送付されます	国民健康保険課 保険給付係	本庁東棟 1階
	75歳以上の方または65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	保険証の返却 ※県外転出の場合は負担区分証明書の交付（転出先へ提出するもの）	国民健康保険課 後期高齢者医療係	
税	原動機付自転車（～125cc）を所有している方	抹消(ナンバー返納)手続き	税務課 市民税係	
	税を未納している方	納付相談	税務課 納税係	
子ども	妊娠中の方（県外へ転出の方）	名護市の妊婦健康診査受診票は使えなくなりますので、転出先で手続きしてください。	健康増進課 健康づくり係	

下記に当てはまる方		手続き内容	担当窓口	該当
こども	0歳から18歳のお子さんがいる方 (18歳の誕生日を迎えて最初の3月31日までの間は該当します)	児童手当消滅等手続き ※職場等で申請の場合もありますが、確認の為子育て支援課まで来所お願いします。	子育て支援課 子育て支援係	本庁西棟 1階
		こども医療費喪失届または受給者資格変更届		
	ひとり親家庭等に該当する方	児童扶養手当の転出届等	保育・幼稚園課	
		母子及び父子家庭等医療費助成事業の資格喪失手続き		
	名護市の認可保育園、公立幼稚園を利用中または申込中の方	保育園利用中の方⇒退園の届出 申込中の方⇒申込の取下げ	保育・幼稚園課	
	幼児教育・保育の無償化の認定を受けている方	転出の届出		
小学生・中学生のお子様がいる方	転学手続き	教育委員会 学校教育課	本庁西棟 2階	
障がい	障がいの手帳をお持ちの方 (身体・療育・精神)	新住所地の障がい担当課で各手帳、手当、制度ごとの住所変更手続き ※名護市で取得する所得課税証明書等が必要な手続きもありますので新住所地の障がい担当課へお問合せください。	社会福祉課 障がい給付係	本庁西棟 1階
	自立支援医療費を受給している方 (更生・育成・精神)			
	障害児福祉手当を受給している方			
	特別障害者手当を受給している方			
	特別児童扶養手当を受給している方	県外へ転出する方は転出届		
	重度心身障害者医療費助成を受給している方	喪失手続き ※新住所地の障がい担当課で新規相談・申請手続き ※名護市で取得する所得課税証明書等が必要な手続きもありますので、新住所地の障がい担当課へお問合せください。		
	名護市福祉タクシーを利用している方	利用券の返還		
障害福祉サービスを利用している方	福祉サービス受給者証の返還手続き ※新住所地の障がい担当課で新規相談・申請手続き ※名護市で取得する所得課税証明書等が必要な手続きもありますので、新住所地の障がい担当課へお問合せください。	社会福祉課 障がい支援係		
介護	40歳以上で介護認定を受けている方	介護保険受給資格者証の交付 ※転出先での認定継続手続き用	介護長寿課 介護認定係	本庁西棟 1階
	65歳以上で介護認定を受けていない方	介護保険被保険者証の返却		
	65歳以上の方	介護保険料の相談	介護長寿課 介護給付・保険料係	
水道	上下水道の使用をやめる方	使用廃止手続き ※電話で手続きできますが完納証明書は窓口受付です	環境水道部 経営課料金係	本庁別棟 1階

～詳しくは各担当窓口へお問い合わせください～

2021.02.17